

令和 7 年度地域医療介護総合確保基金の概要

1 基本的な考え方について

急速な高齢化の進行とともに、人口減少時代を迎え、社会構造の多様化・複雑化が進む中、医療・介護を取り巻く環境が大きく変わりつつあり、できる限り住み慣れた地域で、誰もが安心して生活できる環境の整備が求められています。特に、団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025（令和 7）年及びその後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者など国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築し、国民一人一人の自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していく必要があります。

これらに対する必要な取組を実施するため、国においては、平成 26 年度に「医療介護総合確保推進法」が成立し、当該法律に基づき「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」を定めています。

これにより、都道府県においては、都道府県計画を作成し、地域医療介護総合確保基金を活用して、下記の事業を実施しています。

- ①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

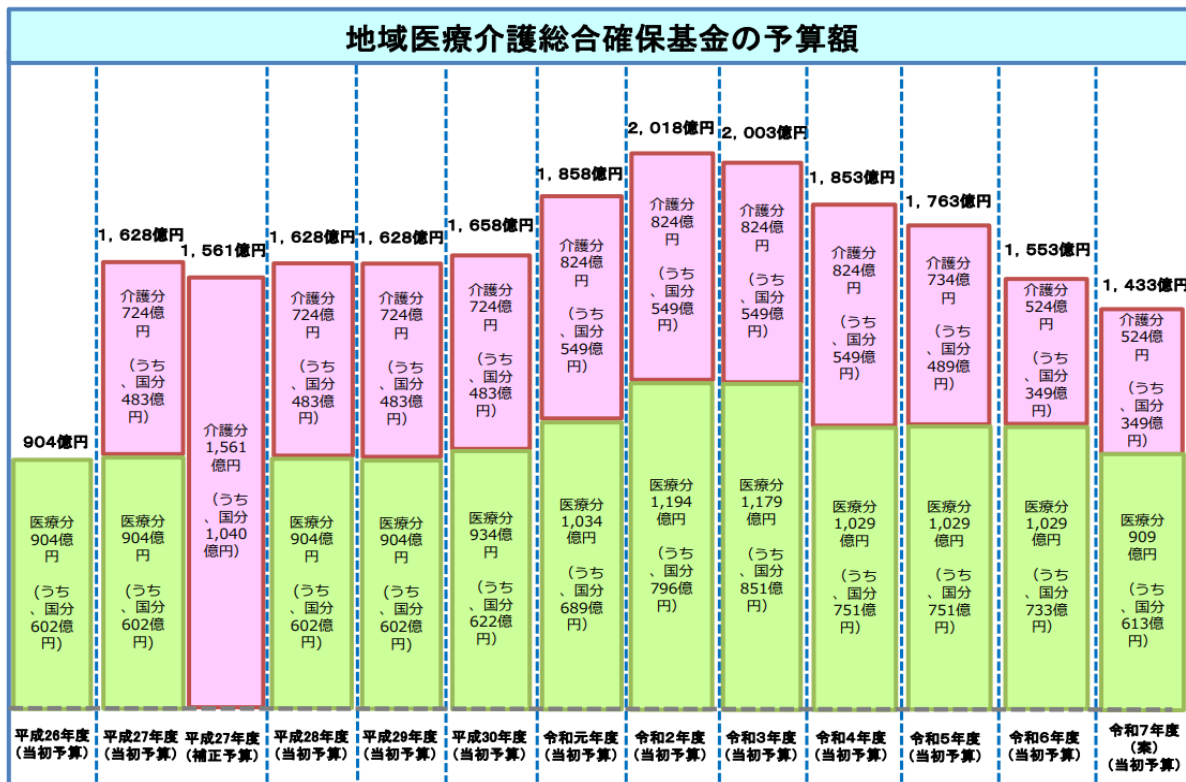
※医療分①-1、②、④は平成 26 年度から、介護分③、⑤は平成 27 年度から、医療分⑥は令和 2 年度から、医療分①-2 は令和 3 年度から実施

三重県においては、平成 29 年 3 月に策定した「三重県地域医療構想」のほか、令和 6 年 3 月に策定した「第 8 次三重県医療計画」、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（第 9 期三重県介護保険事業支援計画・第 10 次三重県高齢者福祉計画）等に基づき、医療と介護の一層の連携を図りながら、急性期から回復期、在宅に至るまでの、地域ごとの効率的かつ質の高い医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を引き続き進めます。

また、「三重県医師確保計画」に基づき、医師の総数の確保や偏在の解消に向けた取組を進めるほか、看護職員の確保・定着に向けた取組や介護未経験者、外国人材の参入促進等の介護人材の確保に向けた取組を行うなど、課題となっている医療・介護分野の人材不足の解消に向けて、引き続き確保対策を進めます。

さらに、医療と介護の連携体制を推進し、高齢化の進展に伴って増え続ける認知症の早期発見・早期治療のための支援体制の整備に取り組みます。

2 国予算の推移



※三重県への配分額

(単位：億円)

年度	H26	H27	H27 補正	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
介護分	-	9.6	7.6	2.8	10.6	1.5	7.3	8.8	11.8	25.2	7.3	15.8
医療分	16.5	14.8	-	15.8	14.2	13.4	14.3	13.5	13.6	11.0	11.5	15.2

3 県予算の推移

年度別事業計画額 (当年度基金充当額+過年度基金残充当額) (単位：億円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
介護分	-	9.6	10.4	10.6	5.3	15.8	10.3	12.2	25.6	21.8	15.8	29.8
医療分	16.5	14.8	17.2	17.2	15.6	14.7	14.5	15.9	13.5	13.9	18.4	21.5